

**2008 第 34 回香川県アマチュアゴルフ選手権予選競技
兼 2008 四国アマチュアゴルフ選手権一次予選**

開催日 : 2008 年 4 月 17 日
開催コース : 琴平カントリー倶楽部
TEL0875-74-7221

主催 香川県ゴルフ協会
共催 四国ゴルフ連盟
後援 四国新聞社

競 技 の 条 件

1. ゴルフ規則

日本ゴルフ協会ゴルフ規則とこの競技のローカルルールを適用する。

2. 競技委員会の裁定

競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

3. 使用球の規格

a. 『公認球リストの条件・ゴルフ規則付 I (c)1b』を適用する。 (ゴルフ規則 187 ページ参照)

b. ラウンド中に使用する球について、『ワンボール条件・ゴルフ規則付 I (c)1c』を適用する。
(ゴルフ規則 187 ページ参照)

4. スタート時間

『ゴルフ規則付 I (c)2』を適用する(ゴルフ規則 188 ページ参照)。

5. 競技終了時点

競技委員会の作成した成績表が掲示された時点をもって終了したものとみなす。

6. ホールとホールの間での練習禁止

『ゴルフ規則付 I (c)6b』を適用する。(ゴルフ規則 191 ページ参照)

7. プレーの中断と再開

(1) プレーの中断(落雷などの危険を伴わない気象状況)については、ゴルフ規則 6-8b、c、d に従って処置すること。

(2) 険悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレーが中断となった場合、同じ組の競技者全員がホールとホールの間でいたときは、各競技者は委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1 ホールのプレーの途中であったときは、各競技者はすぐにプレーを中断しなければならず、そのあと、委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。競技者がすぐにプレーを中断しなかったときは、ゴルフ規則 33-7 に決められているような、罰を免除する正当な事情がなければ、その競技者は**競技失格**とする。

この条件の違反の罰は競技失格(ゴルフ規則 6-8b 注)

(3) プレーの中断と再開の合図について

(a) 通常のプレー中断: 短いサイレンを繰り返して通報する。及び、競技委員を通じて競技者に連絡する。

(b) 険悪な気象状況による即時中断: 1 回の長いサイレンを鳴らして通報する。及び、競技委員を通じて競技者に連絡する。

(c) プレーの再開: 1 回の長いサイレンを鳴らして通報する。及び、競技委員を通じて競技者に連絡する。

8. 移動

本競技ではプレーヤーのゴルフカートの使用及び乗車を認める。但し、ゴルフカートはプレーヤーの携帯品の一部とする。そのカートとカート上の全ての物は球との関連で問題が生じた場合、その球の持主であるプレーヤーの携帯品とみなす。但し、そのカートを共用しているプレーヤーの一人がこれを動かしていた時又は、一人のプレーヤーの指示で共用のキャディが動かしていた時はそのカートとカート上の全ての物はカートを運転しているプレーヤー又は、特定の指示を出したプレーヤーの携帯品とする。

9. キャディー

正規のラウンド中、競技者が委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。この条件の違反の罰は『ゴルフ規則付 I (c)3』を適用する。(ゴルフ規則 189 ページ参照)

ローカルルール

1. アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。
2. 修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を標示する。
3. ラテラル・ウォーターハザードは赤杭または赤線をもってその限界を標示する。線と杭が併用されている場合は線がその限界を標示する。
4. 排水溝は動かさない障害物とする。
5. 人工の表面を持つ道路に接した排水溝は、その道路の一部とみなす。
6. クローズド(Closed)の標示のある予備グリーンはプレー禁止の修理地(スルーザグリーン)とし、その上に球があったりスタンスがかかる場合、競技者は、ゴルフ規則 25-1b(i)の救済を受けなければならない。
このローカルルールの違反の罰は、2打。
7. 3番ホールにおいて、球が高压送電線に当たった場合は、そのストロークを取り消し、罰なしに再プレーしなければならない(ゴルフ規則 20-5)。その球をすぐには取り戻せない場合は、別の球に取り替えることができる。
このローカルルールの違反の罰は、2打。
8. 場内整理用の縄張施設は動かせる障害物とする。
9. パッティンググリーンに近接する動かさない障害物について、『ゴルフ規則付 I (B)6』を適用する。
(ゴルフ規則 175 ページ参照)

注意事項

1. 本競技はゴルフ規則に適合するドライバーヘッドを使用しなければならない。もし不適合クラブを使用した時は競技失格、又持ち運んだ時はゴルフ規則 4-1a に定める罰を受ける。
2. 競技の条件やローカルルールに追加、変更のあるときは、掲示して告示する。
3. グリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。
4. コース内での携帯電話は許可無く使用する事を禁止する。

競技委員長 南原 房雄